(目 的)

第1条 この要綱は、「地域支援事業の実施について」(平成25年5月15日付老発第0515第2号厚生労働省老健局長改正通知)の別紙「地域支援事業実施要綱」に基づき、千葉市あんしんケアセンター(以下「センター」という。)の職員又は職員となる予定の社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が、センターの意義・役割、その業務、他の専門職種との連携等について理解し、業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上を図り、もってセンターの適切な運営を確保することを目的とする。

(対象者)

第2条 研修の対象者は、センターに勤務する者又は、勤務する予定の者とする。

(委託)

第3条 この事業の実施主体は、千葉市とする。だだし、この事業の全部又は一部を事業運営が適切に実施できる団体に委託することができるものとする。

(研修科目)

第4条 研修の科目は、研修修了者がセンターにおいて、業務の円滑な実施に資するものとする。 (研修費用)

第5条 本研修に係る費用については、千葉市が負担するものとする。

附則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成18年 6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年 6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年 9月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年 4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年 8月6日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年 7月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年 4月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。